# 2020年年末・一時金要求に関する交渉

# 1. 交渉経過

# 第1回交渉

日 時:令和2年11月10日(火) 18:35~18:45

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長、書記長、他4名)

市側(総務部長、人事課長、人事課長代理)

交渉内容: 秋季重点要求及び年末一時金要求に関する主旨説明

### 第2回交渉

日 時:令和2年11月12日(木) 18:46~19:29

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長、書記長、他3名)

市側 (総務部長、人事課長、人事課長代理)

交渉内容:職場要求の主旨説明に関することなど

### 第3回交渉

日 時:令和2年11月17日(火) 18:37~19:15

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、書記長、他4名)

市側(総務部長、人事課長、人事課長代理)

交渉内容:人員配置に関することなど

#### 第4回交渉

日 時:令和2年11月19日(木) 18:02~18:10

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長、他4名)

市側(総務部長、人事課長)

交渉内容: 年末一時金要求に対する回答

# 2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に 2. 62 ヵ月	1. 期末手当の改定は、国の改定に準じて令
プラス一律 47,000 円を支給すること。	和2年12月から実施する。
	本年度の年末一時金は、期末手当 1.25
	か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.2 か月とす
	る。
	なお、令和3年度以降の一時金について
	は、国に準じて6月期、12月期ともに、期
	末手当 1.275 か月、勤勉手当 0.95 か月の計
	2.225 か月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止
給などによる差別支給制度は撤廃し、全職	する考えはない。
員に一律大幅増額をすること。	
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
末手当のみで支給すること。	
4. 再任用職員、会計年度職員の一時金につ	4. 再任用職員の年末一時金は、期末手当
いても、職員と同様に支給すること。	0.725 か月、勤勉手当 0.45 か月の計 1.175
	か月とする。
	また、会計年度任用職員の年末一時金は、
	正規職員の規定に準じ、期末手当 1.25 か月
	とする。なお、会計年度任用職員の令和3
	年度以降の一時金については、6月期、12
	月期ともに、期末手当 1.275 か月とする。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給	5. 育児休業中の職員の一時金については、
すること。および、いかなる不利益扱いも	現行どおりとする。
しないこと。	
6. 年末一時金は、12月10日までに一括支	6. 年末一時金の支給日は、12月 10日とす
給すること。	る。

- ※ 生活改善・職場改善については、次のとおりとする。
  - 職員の心身の健康を守る立場から、管理職員も含め、超過勤務の実態を正しく把握し、あらゆる方策を通じて超過勤務の解消に努めていく。